

埼玉県スポーツ科学拠点施設整備運営事業に関する 専門家会議設置要綱

(設置)

第1条 スポーツ科学拠点施設整備運営事業の推進に当たり、専門的視点からの検討を行うため、埼玉県スポーツ科学拠点施設整備運営事業に関する専門家会議（以下、「専門家会議」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 専門家会議においては、次に掲げる事項について検討を行う。

- 一 競技力向上施設と体育館の整備に係る基本計画に関すること
- 二 第一号の施設とその他の公園施設とが連携し、相乗効果を生み出すことのできる上尾運動公園の再編整備に関すること
- 三 その他埼玉県スポーツ科学拠点施設整備運営事業に関すること

(組織)

第3条 専門家会議は、別表に掲げる委員をもって構成する。

2 専門家会議には、委員長1名、副委員長1名を置き、選出は委員の互選とする。

3 委員長は、専門家会議を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 委員長は、必要に応じて委員以外の専門家または関係者の出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。

(分科会の設置)

第3条の2 専門家会議は、必要に応じて分科会を置くことができる。

2 分科会の所掌する事項及び構成員は、分科会において定める。

(運営)

第4条 専門家会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 専門家会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 専門家会議は、会議の公開により事業の運営に支障が生ずるおそれがある場合は非公開とする。

(守秘義務)

第5条 委員は、会議により知り得た秘密を漏らしてはならない。その任期終了後においても同様とする。

(任期)

第6条 委員の任期は、二年とする。

(事務局)

第7条 専門家会議の事務局は、埼玉県県民生活部スポーツ振興課に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、専門家会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月30日から施行する。

この要綱は、令和8年4月13日から施行する。

この要綱は、令和8年5月21日から施行する。

別表（第3条関係）

| 氏名 | 所属等 | 分野 |
|--------|---|---------------------|
| 久保 潤二郎 | 平成国際大学スポーツ健康学部 学部長 | スポーツ科学 |
| 白井 克佳 | 独立行政法人日本スポーツ振興センター ハイパフォーマンススポーツセンター 連携・協働推進部 部長 国立スポーツ科学センタースポーツ科学研究部門 副主任研究員 | スポーツ科学 |
| 常見 恭子 | 公益財団法人日本パラスポーツ協会技術委員会 委員 | 障害者スポーツ |
| 新井 涼平 | スズキ株式会社 スズキアスリートクラブ 一般種目コーチ | アスリート指導 |
| 小原 爽子 | 株式会社日本経済研究所 執行役員 地域本部 副本部長 | PPP/PFI、スポーツと地域活性化 |
| 池邊 このみ | 千葉大学 グランドフェロー | 公園整備 |
| 田口 陽子 | 東洋大学理工学部建築学科 教授 | 建築学 都市計画 建築計画 |
| 太田 あや子 | 武蔵丘短期大学 名誉教授 | 健康・栄養マネジメント |